

どう変わる？ 市・道民税

非課税基準、扶養親族等の 合計所得金額要件などの改正

18ページでお知らせした改正に伴い、各種控除を受け
ための要件も見直されます。

ポイント

未婚のひとり親にも
非課税基準ができました



要件など	令和2年度まで	令和3年度以降	
同一生計配偶者・扶養親族の合計所得金額	38万円以下	48万円以下	
配偶者特別控除に係る配偶者の合計所得金額	38万円超 123万円以下	48万円超 133万円以下	
勤労学生控除の合計所得金額	65万円以下	75万円以下	
家内労働特例（必要経費の最低保障額）	65万円	55万円	
障害者、未成年、寡婦（令和3年度以降はひとり親含む）に対する非課税措置の合計所得金額	125万円以下	135万円以下	
均等割が非課税となる合計所得金額	同一生計配偶者・扶養親族なし	32万円	42万円
	同一生計配偶者・扶養親族あり	32万円×人数（配偶者・扶養親族+1）+19万円	32万円×人数（配偶者・扶養親族+1）+10万円+19万円
所得割が非課税となる総所得金額等	同一生計配偶者・扶養親族なし	35万円	45万円
	同一生計配偶者・扶養親族あり	35万円×人数（配偶者・扶養親族+1）+32万円	35万円×人数（配偶者・扶養親族+1）+10万円+32万円

個人の市・道民税は、1月から12月までの1年間の所得に対して、翌年度に課税されます。

令和3年度（令和2年中の所得に対する課税）以降に適用される主な改正内容をお知らせします。詳しくは市ホームページをご確認ください。

問合せ 税務課市民税グループ



給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振り替え

ポイント

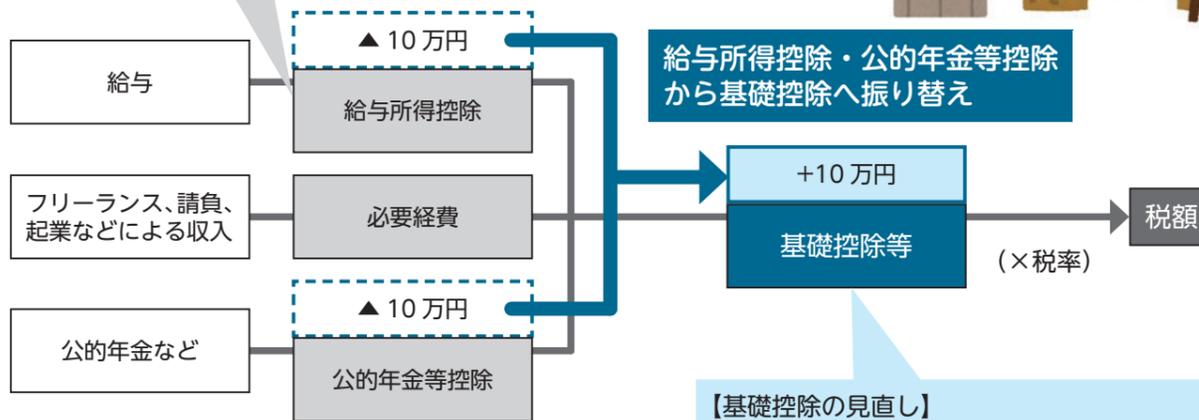
働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人を応援する観点から、給与所得控除および公的年金等控除の一部が、どのような所得にでも適用される基礎控除に振り替えられます。

個人事業主などは
減税効果が高まります



【給与所得控除の見直し】

- 給与所得控除額が10万円引き下げられます
- 給与所得控除の上限が適用される給与収入が1,000万円から850万円に引き下げられます
- 給与所得控除の上限額が220万円から195万円に引き下げられます



【公的年金等控除の見直し】

- 公的年金等控除額が10万円引き下げられます
- 公的年金等収入が1,000万円を超える場合の控除額に、195万5,000円の上限額が設けられます

【基礎控除の見直し】

- 基礎控除額が10万円引き上げられます
- 納税者本人の合計所得金額が2,400万円を超えると控除額が減少します
- 納税者本人の合計所得金額が2,500万円を超えると基礎控除が適用されません

【所得金額調整控除の創設】

扶養親族に特別障害者や23歳未満の方がいる場合などは、引き下げ額が10万円の範囲に収まるよう給与所得の金額が調整されます。
年末調整での届け出や確定申告など、必ず本人の申告が必要となります。

未婚のひとり親に対する税制上の措置および 寡婦（寡夫）控除の見直し

● ひとり親控除の創設

婚姻歴の有無や性別を問わず、生計を同一にする子（前年の総所得金額等が48万円以下）を有する単身者（前年の合計所得金額が500万円以下）が対象となります。

● 寡婦控除の改正

ひとり親以外の寡婦は、引き続き控除額26万円を適用しますが、いずれも所得制限（前年の合計所得金額が500万円以下）が設定されます。

ポイント

未婚でも控除の対象
になり、男性の控除
額が上がりました



			令和2年度まで		令和3年度以降		
本人所得			～500万円	500万円～	～500万円	500万円～	未婚のひとり親（～500万円）
本人が女性	有	子	30万円	26万円	30万円		30万円
		子以外	26万円	26万円	26万円		
本人が女性	無（死別のみ）		26万円		26万円		
		有	26万円		30万円		30万円